



2022年4月19日

各位

会社名 日本インシュレーション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉井 智彦  
(コード：5368 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理本部経営企画部部长 金子 一郎  
(TEL. 06-6210-1250)

## 従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対する譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

- ① 重要なステークホルダーである従業員の貢献に対する上場記念報償  
2020年3月に当社が東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に同スタンダード市場に移行したことを記念し、現在までの従業員各位の貢献に報いるものであります。
- ② 従業員のモチベーション向上  
当社の従業員のうち、正社員及び嘱託社員(以下「付与対象者」)に対し、新たに譲渡制限付株式を付与することにより、モチベーションの向上を図ります。
- ③ 中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上を図るインセンティブの付与  
付与対象者が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

#### 2. 本制度の概要

##### ① 導入スキーム

当社は、本制度に基づいて当社が付与対象者に支給した金銭債権の全部について現物出資財産として払込みを受けることと引換えに、当社の普通株式の発行又は処分を行います。

本制度の導入目的の一つである中長期的な株主価値の持続的向上を実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、付与対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

(1) 付与対象者は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

(2) 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当該株式の交付を受けた付与対象者は、付与時点から当該株式に係る議決権及び配当を受ける権利など株主としての権利を有します。

② 付与株式数

付与対象者に対して一律 100 株の普通株式を付与する予定です。なお、自社持株会会員に対しては一定の上乗せを行う予定です。

③ その他

具体的な支給時期、支給金額、付与株式数、付与対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2022 年度上期中の当社取締役会において決定する予定としております。

以上